

## 主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月にA市所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、設備管理業務等に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日に会社に出勤したのを最後に翌日から出社しなくなり、同月〇日にC市所在のDにある駐車場内において車中で死亡しているところを発見された。

死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日頃、直接死因：一酸化炭素中毒、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者は長時間労働に従事した結果、何らかの精神障害にり患し自殺に至ったものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

### 第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 被災者に発病した精神障害及びその時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、その意見書において、「被災者に精神科への受診歴はないが、平成〇年〇月〇日に泣き崩れるように『〇月末で辞めたい』と発言した被災者の言動を複数の会社関係者が目撃し、初めて被災者の変調に気付いたことから、同人の症状が顕在化した平成〇年〇月上旬頃に精神疾患を発病したとするのが妥当である。疾病名については、被災者が不眠等の身体的症状を訴え、自殺に及んでいることを考慮すると、ICD-10診断ガイドラインに照らし、『F32 うつ病エピソード』（以下「本件疾病」という。）を発病したとするのが妥当である。」としている。

被災者の症状等の経過に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

- (2) ところで、本件疾病を含む精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人らは、被災者は本件疾病発病前の1か月間に160時間を優に超える時間外労働を行っているほか、2週間以上の連続勤務も行っており、労働時間の一点をもってしても、被災者の業務における心理的負荷は「強」であったも

のと認められ、その結果、何らかの精神障害を発病し、自殺に至ったものである旨主張している。

(4) 被災者の労働時間等について

ア 会社の就労形態については、就業規則によると、日勤勤務と交代勤務が定められているが、E部長は、「勤務形態は24時間勤務態勢で日勤勤務の方もいれば夜勤勤務の方もいる。」旨述べているところ、Fは、「日勤勤務の所定労働時間は午前9時から午後6時まで、夜勤勤務の所定労働時間は午後10時から午前6時までである。」旨述べている。

また、Gは、「被災者は基本的には日勤勤務が主であったが、係長であったので、続けて夜の現場に出てくることもあった。」旨述べており、被災者は日勤勤務に引き続き夜勤勤務を行う場合もあったことが認められる。

イ 監督署長は、勤務月報を基に被災者の労働時間を推計したとしている。

ところで、会社では、出退勤の際、カードリーダーにカードをかざすことで、その時間が勤務月報の「出勤」、「退勤」等の欄に記載されることになっていたが、この点に関しFは、「会社から指示された残業時間を超えることのないように、敢えてカードをカードリーダーにかざさず、手動で適宜の時刻を入力したり、カードリーダーにカードをかざした時刻を後から修正したりしていた。」と述べるほか、「事務所の扉は日中開けっ放しで、夜間も電気錠がかかっているが、インターフォンを鳴らして中にいる者に解錠してもらうシステムであり、事務所の扉の開閉と勤務月報の時間は全く関連性がない。」としている。また、H課長も、「被災者が勤務月報上の労働時間以外に働いている時間があるのはある程度分かっていた。勤務月報上、被災者が退社しているにもかかわらず、その後も残業していることが、ある程度あることは分かっていた。勤務月報の労働時間と私が見ている実際の労働時間との間に食い違いがあることも分かっていた。特に被災者が亡くなる1か月前は申告せずに残業していることを認識していたので、勤務月報上の時間だけを見て、同人の労働時間を把握することはできない。」と申述している。

これらの申述から、当審査会としては、監督署長のように勤務月報のみに依拠して労働時間を認定することは妥当ではなく、他の資料も併せ考慮する必要があるものと判断する。

一方で、監督署長は、勤務月報に午前9時以前の出勤時間が記載されてい

る日についても、出勤時間を一律に午前9時と認定しており、この点についても被災者の労働時間の認定として妥当なものであるとは認められない。

ウ 他方、請求代理人も主張するとおり、Fが、「個人のデジタルカメラを使ってパソコンやサーバーに工事に関する写真を保存していた。」と述べていることからして、当審査会としては、勤務月報上、被災者の勤務記録が休日なし勤務時間外となっけていても、工事に関するデジタルカメラの撮影時刻を勘案して被災者の労働時間を算定することに一定の合理性があるものと判断し、平成〇年〇月〇日の始業・終業時刻、平成〇年〇月〇日の始業・終業時刻、同年〇月〇日の終業時刻、同年〇月〇日の終業時刻、同年〇月〇日の終業時刻及び同月〇日の終業時刻については、デジタルカメラの撮影時刻によることが相当であると判断する。

エ 会社の休憩時間について、就業規則によると、日勤勤務では労働時間が6時間を超える場合は45分以上の休憩、交代勤務では1勤務につき2時間30分の休憩及び継続4時間以上の睡眠時間をそれぞれ与える旨定められている。

監督署長は、日勤勤務の場合正午から午後1時までの1時間、夜勤勤務の場合通常の1時間のほか、勤務が終了する午前6時の1時間前である午前5時には業務が完了していたとして合計2時間と認定している。

また、監督署長は、午後9時以降残業している場合は30分程度の食事時間を取得しているものとし、さらに、日勤勤務に引き続き夜勤勤務を行う場合、午後6時から午後10時までの4時間は自由時間であるとして、労働時間から控除している。

当審査会としては、上司や同僚の申述から就労の実態を踏まえて、被災者の休憩時間については次のとおりであったと判断する。

(ア) 日勤勤務では、E部長及びH課長の申述から1時間と認める。

(イ) 夜勤勤務では、E部長及びH課長が、「工事は午前6時前に終わることもしときにはありますが、その日の日勤勤務も控えているので帰宅することはほとんどない。夜間勤務の労働時間は、拘束8時間の休憩1時間で実働時間は7時間となる。」と述べていることから、1時間と認める。

(ウ) 残業時の夜食について、Gは、「被災者は20～30分雑誌や新聞を見ながら食べていた。」と述べており、その時間は30分と認める。

(エ) 日勤勤務に引き続き夜勤勤務を行う場合について、H課長及びGは、「午後6時から午後10時までの4時間は自由時間である。」旨述べているが、Fは、「形式的には休憩時間であるが、この4時間は実際に休めていたわけではない。日勤業務が午後6時ちょうどに終わるわけではなく、所定時間内にできなかった業務をしたり、夜勤の準備などをしてしていると午後10時はあっという間にくる。」旨述べていることからすると、自由利用を保障された休憩時間であるとは認められず、労働時間であったと判断する。

オ 被災者の業務の実態に関し、E部長は、「被災者はよく残業していた。残業に見合う業務量はたくさんあるので、やっていたと思う。」と述べ、H課長は、「時期的には時間が足りない時もあった。」と述べているところ、Gは、「被災者はよく残業されていた。残業に見合う業務量はありました。打合せや見積もり、資料作り、部下のフォロー、部下の勤怠関係の承認事務処理をされていた。」、「泊まり込み勤務は、チームとして週1回を基本としている。多くて週2回である。被災者は、自身の担当業務による現場調整・立合い等により週に3～4回泊まり込みをしていたことがありました。」と述べている。

さらに、Fは、「店舗改装、設備入れ替え、工事現場の監督といった業務から、見積書の作成、オーナーとの交渉など幅広くある。メンテナンスをメインとする最低限の人員配置しかされておらず、工事全般に対応できるだけの人員の拡充がないまま現在に至っているため、常に人が足りず長時間労働や無茶なシフト（日勤勤務終了後そのまま夜勤勤務。酷い場合にはそのまま日勤勤務で36時間連続勤務など普通の会社ではあり得ないシフト）も珍しくなかった。」と述べている。

以上からすると、被災者の勤務実態からみて、同人の労働時間に見合う業務量があったものと認められ、同人は業務遂行上必要な時間外労働を行っていたものと判断される。

カ 以上の考えに基づいて、当審査会において、監督署長の認定した労働時間のうち、勤務月報に午前9時以前の出勤時間が記入されている場合には同時間に、夜勤勤務の休憩時間を1時間に、それぞれ修正するとともに、日勤勤務に引き続き夜勤勤務を行う場合の午後6時から午後10時までの4時間は、労働時間であるとし、改めて被災者の労働時間を算定すると、被災者の時間

外労働時間数は、労働時間集計表のとおり、おおむね、①発病前1か月目11時間39分、②発病前2か月目57時間41分、③発病前3か月目99時間26分、④発病前4か月目70時間20分、⑤発病前5か月目119時間44分、⑥発病前6か月目105時間30分であったと認められる。

(5) 業務に関連した出来事について

会社での業務に関し、E部長は、「会社の業務は〇頃から〇末までが1年の中で忙しくなる時期である。」と述べ、Gは、「年度末には仕事が重なるときがあって、毎年〇月末と〇月末は忙しい時期であった。仕事の繁忙期は、上半期が〇月後半から〇月末まで、下半期が〇月中旬から〇月末頃までである。」と述べているところ、被災者の業務に関し、H課長は、「平成〇年〇月にFが転勤となったが、被災者と同じ工事部門の熟練者であり、大きな戦力ダウンであったと被災者は思っていたと思う。」と述べ、Gは、「Fが転勤後、被災者に負担はかかっていた。」と述べている。

これらの申述から、平成〇年〇月には、被災者の仕事量が著しく増加したものと認められ、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度Ⅱ)に該当するものと認められる。

また、被災者の時間外労働時間は、上記(4)の力でみたように、発病2か月前である平成〇年〇月と同1か月前である平成〇年〇月とを比べると、おおむね倍程度に増加し、1か月当たり100時間以上となっている。

これらの事情を総合すると、当審査会としては、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とどまるものではなく、「強」に至るものであると判断する。

(6) 以上のことから、当審査会は、請求人らが主張するその他の業務要因について検討するまでもなく、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の全体評価は「強」と判断する。

なお、被災者は会社のパソコンを利用し業務中に1か月20時間程度業務に関係しないサイト等を閲覧していたとの指摘があるが、被災者が使用しているパソコンが業務に無関係のサイトに接続されていた可能性はあるとしても、被災者が長時間にわたって業務に関係のないサイトを閲覧していたことを目撃したとの申述等もなく、その事実は客観的に確認できないものである。

(7) 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項

は認められない。

- 3 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病の発病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められる。そして、被災者の自殺は、本件疾病によって正常の認識及び行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたための行為と推認されるから、業務上の事由によるものと判断できる。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。